

65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により 1年以上継続して雇用する事業主をサポートします！！

高年齢者雇用開発特別奨励金のご案内

～「いくつになっても働ける社会」を目指して、
「65歳以上の離職者が引き続きその経験等を生かして働き、
社会で活躍すること」を支援する事業主の皆さまを応援します～

高年齢者雇用開発特別奨励金とは・・・

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主（1年以上継続して雇用する事が確実な場合に限る。）に対して賃金相当額の一部の助成を行います。

< > 以下の要件を満たす者に限ります。

雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない者

雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた者

雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上あった者

本奨励金の支給額は・・・

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として下表の金額が助成されます。
6か月ごとに第1期、第2期の支給対象期に分けて支給されます。

()内は中小企業に対する支給額です。

| 対象労働者の一週間の所定労働時間 | 支給額 | 支給対象期ごとの支給額 |
|------------------|-----------------|-------------------------|
| 30時間以上 | 50(60)万円 | 第1期25(30)万円・第2期25(30)万円 |
| 20時間以上30時間未満 | 30(40)万円 | 第1期15(20)万円・第2期15(20)万円 |



ご確認下さい！



受給できる事業主

以下のすべてに該当する事業主です。

雇用保険の適用事業主であること。

対象労働者をハローワーク又は適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により、**一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者**として雇い入れる事業主であること。

対象労働者を**1年以上継続して雇用（期間の定めのない雇用又は1年以上の契約期間の雇用）**することが確実であると認められる事業主であること。

資本、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主でないこと。

対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む。）をしていないこと。

対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由の被保険者数が対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く。）こと。

対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備・保管し、速やかに提出する事業主であること。

受給するための要件

上記に該当する事業主であって、以下のいずれにも該当しないことが受給するための要件となります。

該当する場合は、奨励金の支給は行われません。

ハローワーク等の紹介以前に**雇用の予約があった対象労働者を雇い入れる場合**

雇入れ日の前日から過去3年間に職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受け、又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合

雇入れ日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣又は請負により雇入れに係る事業所において就労したことのある者を、再び同一事業所に雇い入れる場合

対象労働者に対する支給対象期についての賃金を、支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合（時間外手当、深夜手当、休日出勤手当等を法定どおり支払っていない場合を含む。）

ハローワーク等の紹介時点と異なる条件で雇入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合

労働関係法令違反等を行っている場合

奨励金の支給を行う際に、雇入れに係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前のいずれかの年度に係る労働保険料を滞納している場合

偽りその他の不正行為により本来受けることのできない助成金等を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる不支給措置が執られている場合

労働関係法令の違反を行っていることにより助成金を支給することが適切でないものと認められる場合

～ご注意～

ここでいう「雇入れ日」は、雇用契約における雇入れ日とは異なる場合がありますので（事前研修を行った場合など）、都道府県労働局又はハローワークにご確認下さい。

対象労働者

以下のすべてに該当する労働者の方です。

雇入れ日現在の**満年齢が65歳以上**の者

雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない者

雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた者

雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に**被保険者期間が6月以上**あった者

支給申請の流れ

ハローワーク等からの紹介

ハローワーク又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介による雇い入れが対象となります。

対象者の雇い入れ

・対象労働者が過去3年間に働いたことのある事業所（出向、派遣、請負を含む）に雇い入れられる場合、奨励金の対象とはなりません。

支給申請の手続き（詳細次ページ）

助成金の第1期支給申請

・対象労働者が紹介日以前に雇入れ事業所で事前研修を受けていた場合や、アルバイト、ボランティアを行っていた場合、雇用予約がある場合も奨励金の対象とはなりません。

支給申請書の内容の調査・確認

提出された支給申請書の記載事項等について支給要件に照らして審査し、適正と認められる場合、奨励金が支給されます。審査にはある程度期間を要しますのであらかじめご了承ください。

支給・不支給決定
（申請事業主に通知書送付）

奨励金の支給

支給決定が行われてから事業主指定の金融機関口座に振り込まれるまでにはある程度時間を要しますのであらかじめご了承ください。

第2期支給申請も同様

奨励金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において総勘定元帳などの帳簿の提示を求められることがあります。

～ 支給額 ～

支給額は、右表の額です。

6か月ごとに第1期、第2期の支給対象期に分けて支給します。

（ ）内は中小企業に対する支給額です。

中小企業とは

業種ごとに下表に該当するものをいいます。

| 対象労働者の一週間の所定労働時間 | 支給額 | 支給対象期ごとの支給額 |
|------------------|----------|-------------------------|
| 30時間以上 | 50(60)万円 | 第1期25(30)万円・第2期25(30)万円 |
| 20時間以上 30時間未満 | 30(40)万円 | 第1期15(20)万円・第2期15(20)万円 |

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 小売業・飲食店 | 資本金若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時雇用する労働者数50人以下 |
| サービス業 | 資本金若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時雇用する労働者数100人以下 |
| 卸売業 | 資本金若しくは出資の総額が1億円以下又は常時雇用する労働者数100人以下 |
| その他の業種 | 資本金若しくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者数300人以下 |

支給申請の手続き

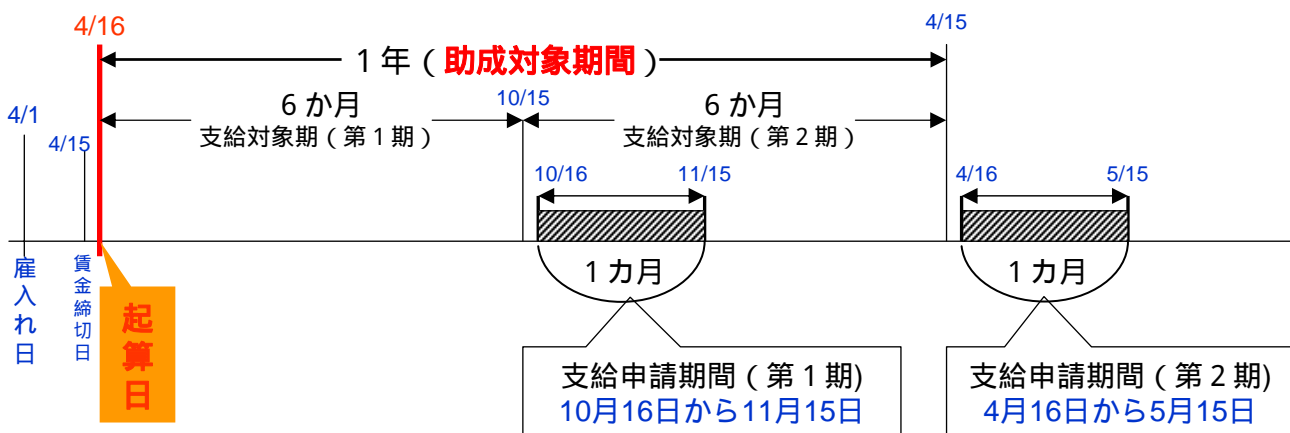
- (1) 第1回目の支給申請期間
起算日から6か月経過した後1か月以内
- (2) 第2回目の支給申請期間
起算日から1年経過した後1か月以内

起算日とは、賃金締切日が定められている場合は雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日、賃金締切日に雇入れられた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇入れられた場合は雇入れの日となります。

第1回目の支給申請がなされていない場合でも、第2回目の支給申請は行えます(ただし、第1回目分は支給されません)。

支給申請期間内に申請が行われない場合、原則として支給を受けることができませんので、注意してください。

(例) 対象労働者を雇入れた日が4月1日の場合。



助成対象となる期間は起算日から1年間です。

「支給申請にあたって」ご注意！

対象労働者が支給対象期の途中で事業主都合で離職した場合は、当該支給対象期については奨励金の支給を受けることはできません。

～ご注意～

同一の事由により、中核人材活用奨励金、又は中小企業労働時間適正化促進助成金の支給を受けた場合は、奨励金は支給されません。

この奨励金を受給した事業主は国の会計検査の対象になることがありますのであらかじめご了承ください。検査の対象となった場合は、ご協力をお願いします。

また、検査には関係書類が必要となりますので、関係書類については、支給の日が属する年度の翌年度の初日から起算して、5年間整理保存しておいてください。

偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定又は支給決定の取消しが行われます。この場合、すでに支給された奨励金については全額を返還していただくとともに、不支給決定又は支給決定の取消しを受けた日以後3年間は各種助成金の支給を受けることができません。また、詐欺罪等により刑罰に処される場合があります。

奨励金の受給に当たっては、このリーフレットに記載があるほか、各種要件がございますので、ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。